（収納）

第二百十三条　救出完了ののち器具を収納するには、次の号令及び要領による。

一　指揮者は、「おさめ」と号令し、はしごの架てい状況を見て、二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていしたのち、第百六十四条に定める要領で降ていする。

二　一番員は、前号の号令による二番員の「よし」の合図ではしご引上げロープを引いてはしごを起こしたのち、これを保持し、二番員の「確保よし」の合図で第百六十四条第二号に定める要領で降ていし、はしごをもとの位置に搬送して集合線にもどる。

［三　略］

四　三番員は、第一号の号令による二番員の「よし」の合図ではしご引上げロープを引いてはしごを起こし、二番員の「架ていよし」の合図で確保ロープを解いて整理したのち肩にかけ、第百六十四条第二号に定める要領で降ていし、担架、ロープ及び小綱をもとの位置に搬送して集合線にもどる。

第五節　［略］

（操法実施上の留意事項）

第二百十四条　第百九十六条及び第二百九条に定めるもののほか、はしご水平救助操法（二）を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一～三　略］

（操法の開始）

第二百十五条　はしご水平救助操法（二）を開始するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の号令で三連はしごを第百六十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三　二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百六十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

［四　略］

（屋内進入及び検索）

第二百十六条　はしごを架ていし、屋内進入するには、次の号令及び要領による。

［一　略］

二　一番員は、前号の「架てい」の号令で第百六十二条第二号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員から担架引上げ用ロープ及び小綱を受け取つて肩にかけ、とび口一本を持つて第百六十三条第二項第二号に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「とび口結着」の号令でとび口二本を小綱で結着し、とび口の先端を開き適当な位置のはしごの主かんに小綱でそれぞれ結着し、「結着よし」と合図したのち、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり三番員と協力して担架を引き上げたのち引上げ用ロープを解き、続いて三番員から救助ロープを受け取り、一箇所吊り担架のカラビナにもやい結び、半結びで結着し、「結着よし」と合図する。

三　二番員は、第一号の「架てい」の号令で第百六十二条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百六十三条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の登ていを確認したのち、同号の「担架用意」の号令で一番員の降ろしたロープを担架頭部の枠に巻結び及び半結びで結着して「担架結着よし」と合図し、はしごを保持して「確保よし」と合図する。

［四　略］

（収納）

第百九十三条　［同上］

一　指揮者は、「おさめ」と号令し、はしごの架てい状況を見て、二番員に「確保」と号令し、一番員及び三番員が降ていしたのち、第百四十四条に定める要領で降ていする。

二　一番員は、前号の号令による二番員の「よし」の合図ではしご引上げロープを引いてはしごを起こしたのち、これを保持し、二番員の「確保よし」の合図で第百四十四条第二号に定める要領で降ていし、はしごをもとの位置に搬送して集合線にもどる。

［三　同上］

四　三番員は、第一号の号令による二番員の「よし」の合図ではしご引上げロープを引いてはしごを起こし、二番員の「架ていよし」の合図で確保ロープを解いて整理したのち肩にかけ、第百四十四条第二号に定める要領で降ていし、担架、ロープ及び小綱をもとの位置に搬送して集合線にもどる。

第五節　［同上］

（操法実施上の留意事項）

第百九十四条　第百七十六条及び第百八十九条に定めるもののほか、はしご水平救助操法（二）を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

［一～三　同上］

（操法の開始）

第百九十五条　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の号令で三連はしごを第百四十一条第二号に定める要領で架てい位置に搬送する。

三　二番員は、第一号の号令で三連はしごを第百四十一条第三号に定める要領で架てい位置に搬送する。

［四　同上］

（屋内進入及び検索）

第百九十六条　［同上］

［一　同上］

二　一番員は、前号の「架てい」の号令で第百四十二条第二号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、前号の「進入」の号令で三番員から担架引上げ用ロープ及び小綱を受け取つて肩にかけ、とび口一本を持つて第百四十三条第二項第二号に定める要領で進入して「進入よし」と合図し、前号の「とび口結着」の号令でとび口二本を小綱で結着し、とび口の先端を開き適当な位置のはしごの主かんに小綱でそれぞれ結着し、「結着よし」と合図したのち、前号の「担架用意」の号令でロープを解き、一端を地上に降ろし、三番員の「担架よし」の合図でロープをたぐり三番員と協力して担架を引き上げたのち引上げ用ロープを解き、続いて三番員から救助ロープを受け取り、一箇所吊り担架のカラビナにもやい結び、半結びで結着し、「結着よし」と合図する。

三　二番員は、第一号の「架てい」の号令で第百四十二条第三号に定める要領ではしごを目標開口部に架ていし、同号の「進入」の号令で第百四十三条第二項第三号に定める要領ではしごを確保し、一番員及び指揮者の登ていを確認したのち、同号の「担架用意」の号令で一番員の降ろしたロープを担架頭部の枠に巻結び及び半結びで結着して「担架結着よし」と合図し、はしごを保持して「確保よし」と合図する。

［四　同上］